

安法法師集の人々など

北 村 杏 子

一

安法法師は「中古歌仙三十六人」の中にも入れられている歌人であるが、その生涯のくわしいことはほとんどわかっていない。安法法師ならびにその集についての研究も余り進んではおらず、諸々の辞典類の記事を除けば犬養廉氏の「河原院の歌人達——安法法師を軸として——」（『国語と国文学』昭42・10）があるのみであったが、近年熊本守雄氏が安法法師の親しい友人であったと思われる恵慶法師の考察に関連して、安法法師にも論及されたのが目だつくらしいものである。^①

犬養氏は前記論文の冒頭に於て、「河原院庵主安法は、村上——花山朝の人、中古三十六歌仙の一人として家集一卷を伝えるが、生没はもとよりその伝記の全貌は杳として掴めない。彼の作品は拾遺集以下勅撰入集十二首。前後十五番歌合・三十・三十六人撰・玄々集にも洩れ、後六々撰には僅かに二首を留める。このことは、多分に隠君子的なその境涯にもよろうが、なお当時における安法の歌人的評価を暗示するものであらう。」と述べておられるが、安法の人生と歌の概要はこれにつきているであらう。

しかし「村上——花山朝の人」と犬養氏が規定された安法法師の生涯をもう少し具体化することはできないもの

であろうか。そのように考えて、安法法師集にみられる人名等をできる範囲で調査し、その結果をここに記してみることにした。この私のささやかな追究が、大養氏・熊本氏等の先学の御業績を越えることは不可能とも思うが、今後の安法法師考察の爲の捨て石となれば幸いである。

二

さて前述したようにこれから安法法師集にみられる一見不詳と思われる人物等について考えてゆきたい。

ア ひこの少将

ひこの少将、あふぎに大井河にむまひやしたるかたかきてよませ給へる

49 もち月のこまひきたてゝひやしけるこゝはかつらのわたりなりけり

結論から先に言えば、この「ひこの少将」は藤原高光ではないかと思われる。高光とは安法は親交があったと思われる、

入道少将の御もとにいひやりける

66 いまはとて世をのがれけんほどよりもおもひこそやれ木の葉ちるころ

というのが安法法師集にあるが、この「入道少将」とは高光のことと思われる。

『三十六人歌仙伝』の高光の項に、天徳五年（九六一）正月七日に従五位上に叙され、同月備後権介を兼ねていることが記され、高光の肩書は「従五位上守右近衛少将兼備後介藤原朝臣高光」となっていて、この「ひこ」は

「備後」と考えられるのである。なお天徳五年は二月十六日に年号が変わり応和元年となるのであるが、この応和元年に高光は出家している。

イ 左衛門殿の太郎君

左衛門殿の太郎君の、おはせむとのたまひけるに、まだおはせぬに、かくれたまひにければ

100 かゝりける露のいのちををきながらはなみにこむといかでいひけむ

101 みぬ人をおしむなみだのためしにはわがたもとをぞのこしをくべき

この「左衛門殿の太郎君」とは誰をさすのであろうか。まず「左衛門殿」といわれているのは誰であらうか。村上朝から一条朝にかけて左衛門督となつた人々には、『公卿補任』でみると、藤原顯忠、源高明、藤原師尹、藤原師氏、源雅信、源延光、源重光、藤原顯光、藤原懷忠等があるが、この中で最も長く左衛門督をつとめたのは、源重光である。

すなわち

天延三年（九七五）

参議従三位源重光 53

右衛門督。正月廿六転左督。使别当如元。伊与権守。

天延四年（貞元元年）

参議従三位源重光

左衛門督。使别当。伊与権守。

貞元二年

参議従三位源重光 55

左衛門督。使别当。任中納言。

貞元三年（天元元年）

中納言從三位源重光

左衛門督。使別当。

天元二年

右に同じ

天元三年

右に同じ

天元四年

右に同じ

天元五年

中納言從三位源重光

左衛門督。使別当。正月七日正三位。

天元六年（永觀元年）

中納言正三位源重光

左衛門督。使別当。

永觀二年

右に同じ

永觀三年（寛和元年）

右に同じ

寛和二年

右に同じ

寛和三年（永延元年）

右に同じ

永延二年

中納言正三位源重光 左衛門督。

永延三年（永祚元年）

右に同じ

永祚二年（正暦元年）

右に同じ

正暦二年

權大納言正三位源重光 69

九月七日任。

正暦三年

權大納言正三位源重光

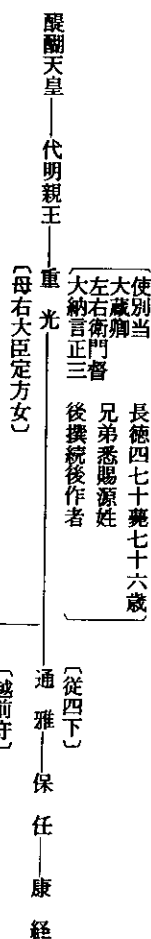
八月廿八日上表辭之。但讓伊周卿云々。

正暦四年

中納言從二位藤頭光 59

左衛門督。別当。

このように天延三年（九七五）から正暦三年（九九二）まで十八年の長きにわたって源重光は左衛門督をつとめて
いる。このことから単に「左衛門殿」といえば、この源重光をさしたと考えるのが最も妥当ではないだろうか。そ
こで、その「太郎君」とは誰をさすかということになるのであるが、『尊卑分脈』で重光の項をみると次のよう
である。



この系図からみれば、「太郎君」は「通雅」ということになるが、決め手はないといわざるを得ない。ここで見えることは「左衛門殿」が、源重光ではないかということのみである。

ウ 兵部卿宮

兵部卿宮にて、雨中花という心を

83 そぼつとも花のしたにをやどはせんにはふ雪にくるそむべく

この兵部卿宮は村上天皇皇子致平親王をさすと思われる。致平親王は母左大臣在衡女で、四品兵部卿、天元三年五月十一日出家。長久二年二月廿日薨去。九十一。ということが『本朝皇胤紹運録』によって知られ、『相如集』『元

輔集』等にもその名が見られる。兵部卿官家は当時の文人歌人達のよりつどころであったのであらう。

エ はしのきみ

いなり山のかげのいけにうかべるをみて、はしのきみよませ給けるに、人々よむ

35 池のおもにかげをうつせばいなり山みづのみまきに波やよすらん

この「はしのきみ」とは誰のことであらうか。『兼澄集』（『私家集大成1・兼澄Ⅱ』）をみると

もとすけがかはらの家にて、ふるきはしのうへにて、人歌よみ侍しに

106 いにしへとけふとのことをはしにつけのちの世までにおもひわたらん

という一首があり、この詞書と歌から、「はしのきみ」とは、清原元輔のことをたわむれにいったのではないかと推測される。

オ

筑紫にくだる人に、おほくの歌こひ給つる人に

58 とまれともいきの松ばらおもひやるときはにのみもながむべきかな

この「筑紫にくだる人」は誰であらうか。もとより明確なことがわかるわけではない。しかし今仮りに、藤原佐理をあててみては如何であらうかということ言いたい。能書家として有名な藤原佐理は正暦二年（九九一）正月二十七日太宰大貳に任官し、同年四月末か五月初めに九州へ下向したと思われる。この直前の三月十八日、僧仁康が

河原院を寺として五時講を修した時、佐理は大江匡衡作の願文を清書し、また寺の額も佐理が書いたといわれる。『藤原佐理』春名好重著）このように河原院と佐理は関係が深い上に、『重之集』を見ると佐理が歌の手本を書くために、歌人に歌を請うたことがわかり、「おほくの歌こひ給つる」ということも納得されるのである。以上のよ
うな考察から、58の歌は藤原佐理に贈った歌ではあるまいか。

か
かゞのすけ

六月三日、かゞのすけ、はなにもひとつのたまへといひ侍れば

102 きみくれば心ほそきもおもほえずあきのゆふべはわれをとほなむ

返し 又かへりごと

103 秋までとつゆのいのちはたのまれずな／＼とこそいふべかりけれ

104 なにごとをいひのこさましよの中においのかたみと人のいふべく

秋の日、かゞのすけなきなどして、おいをなげきて

105 もゝとせの秋のあらしはすぐしきぬいづれのくれの露ときえなむ

この一連の贈答に出てくる「かゞのすけ」とはいったい誰であろうか。105の詞書にみられる「ないき」は、大養氏のお説のように慶滋保胤であらう。保胤は承平五年（九三五）のころの生まれ、天元年間に内記となり六位に叙せられたという。この時四十歳余であった。更に天元年間の終りには従五位下大内記となっていたらしい。この保胤が没したのが長徳三年（九九七）、六十五歳ぐらいであったと推測されている。⁽²⁾

一方「かゞのすけ」とは、結論を先に言えば、源兼澄ではあるまいか。兼澄の経歴は『和歌大辞典』によれば、

「光孝源氏。生没年未詳。天曆九年（九五五）生まれか。三十六歌仙の公忠の孫。信孝の子。勅撰歌人命婦乳母の父。伯父信明は三十六歌仙。叔父觀教、勝觀、寛祐も勅撰歌人。大中臣能宣の女婿。東宮帶刀、右馬允、藏人所雑色、藏人、式部丞、左衛門尉、若狭守などを経て、従五位上加賀守に至った。（下略）」とある。安法法師とは親交があつたと思われ安法法師集中には「兼澄」の名がみられ、また兼澄集には「あんぼう」の名がみられる。すなわち、

前周防守元輔、右馬允かねずみ、きくを題にしてよむ、花の本にてめづらしき人にあへる

77 はるはたゞ花と人にと暮してむいづれもたらむ（マツ）ことのおしさに

三月十一日、元輔兼澄などしてよむ

82 あれにけりやどには花もしられねば山のさくらをよそにこそみれ

（安法法師集）

もとすけともろともに、みたけにまうでゝ侍しに、もとすけ

33 いにしへはのぼりやしけむよしのやま山よりたかきよはひなる人

といひ侍しかば、かはらの院に、あんぼう、はうにてつかにまうでたりし（マツ）

34 かへりてもことぞともなき身にしあればよしのゝ山にやまこもりなん

かはらの院にあはうがもとにまかりしに、ついでにこゝろにぬだいでして、うたよまんと、あはうが申で、このみだうのうしろにかしは木をうへたるが、なまかれがたになりたるを、それよめと申かば、

82 ならの葉のよゝのふることおもひてはこずあのだはかれんものかは

（兼澄集）

さて、兼澄は前記のように加賀守にはなっているが、加賀介になったという記述はない。しかし『和歌文学大辞

典』の「勅撰作者部類」の兼澄の項を見ると、従来の作者部類の記載として、「五位加賀介。但馬介源信孝男。至寛和四年」という記述があることが示されている。この記述から兼澄が「加賀介」であつたか、又はそのように呼ばれていたことがあるのではないかということが推測されるのである。今このいさゝか大胆な仮説を呈し、後考を待ちたい。

キ

前齋宮の寮頭もちきの朝臣、法師になりて東山にありけるに、侍従のおもとのもろともにありて、かく心ほそきすまゐをなむし侍とておくに

53 世をすつる人にをくれぬ人のすむあきのやまべをおもひこそやれ

おほみやのすけの君、ひはだの色のうちものを、ほうしのためにかりて、返とてやられたりけるを

54 よもの海にとしふるあまのかりいづるもゝいとかくはみだれざるらん

とあるかへし

55 しほさして見えもしつらんわたつ海にあまのかるもゝかる人からに

又かへし

56 としをへてよものあまたのとさの海にかくてみるめよとしからじを

又

57 よさのうみにきよきなぎさは年ふれどみるめもよせむものとやはしる

宮のすけの君、枕を暮にうちとりて、またあしたにをこせたまへる

59 五月雨のよも明がたくしきたへのまくらさだめていかにねつらむ

かへし

60 しはしこそまくらとも見めまたもこはゆめかたせじとおもふ枕を

ここにあげた贈答に出てくる「もちきの朝臣」「侍従のおもと」「おほみやのすけの君(宮のすけの君)」「おほみやのすけの君」と「宮のすけの君」は必ずしも同一人物とする根拠はないが、今一応同一人物としておく)は、三人とも「天禄三年八月廿八日規子内親王前裁歌合」に出場している人物である。この歌合は周知のように村上天皇第四皇女規子内親王が主催されたもので、女方、男方にわかれて、前和泉守源順が勝負を判定した。その女方に、「侍従御許」「輔の君」が含まれ、男方に「橘もちき朝臣」がいるのである。そして萩谷朴氏は「その座に歌人即方人として集った人人は、決して時を得て華やかな廷臣たちではなく、志を得ぬ中下流の文人が多かったようである。」と述べておられる。「侍従御許」も「輔の君」も「もちき朝臣」もその出自は明らかではないが、このような時を得ぬ人々と安法が親しかったというのは注目されることである。なお「すけの君」に関しては小柳淳子氏のお説がある。(公任集の女房たち——「たやしの君のむすめとも」等をめぐって——『国文』第六十号所収)

以上、安法法師集にみられる人物について考えてきた。まだ明確な推定に至っているわけでは決していないが、一応可能性のある推定をしたつもりである。大方の御教示を仰ぎたく思う次第である。

三

さて安法が河原院に住していたことは諸々の点から明らかである。例えば恵慶が初めて安法を訪問した際の贈答、恵慶といふ人のはじめてきてよみていれたる

36 ぬしやたれいけもいづみもむかしにてそれかなきかにきみぞすみける

とあるかへし

37 みな人のすみかのいゑはかはらねど身をしづめたるわれぞことなる

この37の安法の答歌には「かはら」が詠みこまれているとも考えられよう。そして

53 世をすつる人にをくれぬ人のすむあきのやまべをおもひこそやれ

66 いまはとて世をのがれけんほどよりもおもひこそやれ木の葉ちるころ

くらの内侍のいまはとて、ひんがしさかもとにいきけるをきゝてやりける

III もゝしきによをへしきみがのがれゆくみやま里こそおもひやらるれ

などと、出家して山に住する人々を思いやっているのである。しかし安法自身も山にこもって修行したであろうことは

秋の比山ふかくすみてよみ侍りける

安法々師

露けさはさこそみ山の庵ならめ苔の袖さへ秋や知るらん

(新拾遺集・雜歌上)

とあるのによつて知られる。又『法中補任』によれば、永観元年三月廿六日に安法は天王寺別当に任じられている。そして安法の後任に清胤僧都が永延三年六月廿六日に天王寺別当になっているから、安法は約七年間天王寺別当の任にあったわけである。安法が天王寺別当に任ぜられたのは、彼が学徳兼備の高僧であった為か、又は家柄、財産などその出自のよさによるものであったか、今のところ不詳というほかはない。

また安法法師集をみると

かれこれ、北山に花見にかむ、もろともにとあるを、ずそうなりと、ゝまりていひやる

80 身はとめつこゝろはおくる山桜たよりのかぜにほひをこせよ

とあり、これは、新古今集、雑歌上に

東山に花見にまかり侍るとて、これかれさそひけるを、さしあふことありて、とどまりて申しつかはしける

身はとめつ心はおくる山桜かぜのたよりにおもひおこせよ

とあるが、「ずそう」というのは「從僧」（供をする僧。伴僧。）と思われ、安法の僧侶としての活動がしのばれる。

四

以上安法法師集にみられる人物等の考証により安法法師の生涯といったものに考察を加えてきた。しかし依然として彼の生没、出家の時期等は未詳のままである。これらのことを考えるためには、彼の娘と思われる女性のこと、慶滋保胤が寛和年間に著したといわれる『日本往生極楽記』に記された安法の弟の憩のことなどを考える必要がある。これらの考察を次回にまわし、今はこれまでに判明している安法関係事項を年表の形でとどめておくことにしたい。

〔注〕

- (1) 熊本守雄氏著『愚慶集 校本と研究』
 - (2) 増田繁夫氏「慶滋保胤伝攷」(『国語国文』昭39・6)
 - (3) 萩谷朴氏著『平安朝歌合大成二』
 - (4) なお「私家集」からの引用はすべて『私家集大成』による。ただし適宜濁点を施した。
- 付記 本稿を成すにあたり、犬養廉、後藤祥子の両氏にいろいろ御教示いただいた。記して謝意を述べたい。

西曆	年号	天皇	事	項
九三二	承平	九三二	九三二	九三二
九三三	九三三	九三三	九三三	九三三
九三四	九三四	九三四	九三四	九三四
九三五	九三五	九三五	九三五	九三五
九三六	九三六	九三六	九三六	九三六
九三七	九三七	九三七	九三七	九三七
九三八	九三八	九三八	九三八	九三八
九三九	九三九	九三九	九三九	九三九
九四〇	九四〇	九四〇	九四〇	九四〇
九四一	九四一	九四一	九四一	九四一
九四二	九四二	九四二	九四二	九四二
九四三	九四三	九四三	九四三	九四三
九四四	九四四	九四四	九四四	九四四
九四五	九四五	九四五	九四五	九四五
九四六	九四六	九四六	九四六	九四六
九四七	九四七	九四七	九四七	九四七
九四八	九四八	九四八	九四八	九四八
九四九	九四九	九四九	九四九	九四九
九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇
九五二	九五二	九五二	九五二	九五二
九五三	九五三	九五三	九五三	九五三
九五四	九五四	九五四	九五四	九五四
九五五	九五五	九五五	九五五	九五五
九五六	九五六	九五六	九五六	九五六
九五七	九五七	九五七	九五七	九五七
九五八	九五八	九五八	九五八	九五八
九五九	九五九	九五九	九五九	九五九
九六〇	九六〇	九六〇	九六〇	九六〇
九六一	九六一	九六一	九六一	九六一
九六二	九六二	九六二	九六二	九六二
九六三	九六三	九六三	九六三	九六三
九六四	九六四	九六四	九六四	九六四
九六五	九六五	九六五	九六五	九六五
九六六	九六六	九六六	九六六	九六六
九六七	九六七	九六七	九六七	九六七
九六八	九六八	九六八	九六八	九六八
九六九	九六九	九六九	九六九	九六九
九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇
九七一	九七一	九七一	九七一	九七一
九七二	九七二	九七二	九七二	九七二
九七三	九七三	九七三	九七三	九七三
九七四	九七四	九七四	九七四	九七四
九七五	九七五	九七五	九七五	九七五
九七六	九七六	九七六	九七六	九七六
九七七	九七七	九七七	九七七	九七七
九七八	九七八	九七八	九七八	九七八
九七九	九七九	九七九	九七九	九七九
九八〇	九八〇	九八〇	九八〇	九八〇
九八一	九八一	九八一	九八一	九八一
九八二	九八二	九八二	九八二	九八二
九八三	九八三	九八三	九八三	九八三
九八四	九八四	九八四	九八四	九八四
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八六	九八六	九八六	九八六	九八六
九八七	九八七	九八七	九八七	九八七
九八八	九八八	九八八	九八八	九八八
九八九	九八九	九八九	九八九	九八九
九九〇	九九〇	九九〇	九九〇	九九〇
九九一	九九一	九九一	九九一	九九一
九九二	九九二	九九二	九九二	九九二
九九三	九九三	九九三	九九三	九九三
九九四	九九四	九九四	九九四	九九四
九九五	九九五	九九五	九九五	九九五
九九六	九九六	九九六	九九六	九九六
九九七	九九七	九九七	九九七	九九七
九九八	九九八	九九八	九九八	九九八
九九九	九九九	九九九	九九九	九九九
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

源順和泉守トナル

藤原高光備後介トナル、出家
九月五日庚申河原院歌合

源兼澄生カ

紀實之役

関東に平将門、四国に藤原純友叛乱

慶滋保胤生カ

